

## 退職所得に対する市民税・県民税の計算方法

### 特別徴収すべき税額の計算方法

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率（市町村民税は6%（地方税法第328条の3）、道府県民税は4%（同法第50条の4））を適用して計算します。

### （参考）特別徴収税額計算の流れ

退職所得の金額を計算する。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等の} \\ \hline \text{金額} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline \end{array} \times \frac{1}{2} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array}$$

※別紙「退職所得控除早見表」参照

※千円未満の端数は切捨て

※ただし、勤続年数が5年以下の従業員について、控除額の残額が300万円を超える部分は、1/2しない。（R4.1.1改正）

◎特定役員の場合

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等の} \\ \hline \text{金額} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array}$$

※別紙「退職所得控除早見表」参照

※千円未満の端数は切捨て

退職所得の金額に税率を掛ける。市民税（A）、県民税（B）が、特別徴収すべき税額となる。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \text{市民税} & \text{県民税} \\ \hline 6\% & 4\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{特別徴収すべき税額} \\ \hline \text{市民税} & \text{県民税} \\ \hline \text{(A)} & \text{(B)} \\ \hline \end{array}$$

※それぞれ百円未満の端数は切捨て

特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもののことを言います。

役員等に該当するものは下記のとおりです。

- ①法人税法第2条第15号に規定する役員 ②国会議員及び地方公共団体の議会の議員 ③国家公務員及び地方公務員